

2004年度  
民事執行・保全法講義  
秋学期 第9回

関西大学法学部教授  
栗田 隆

# 目次

---

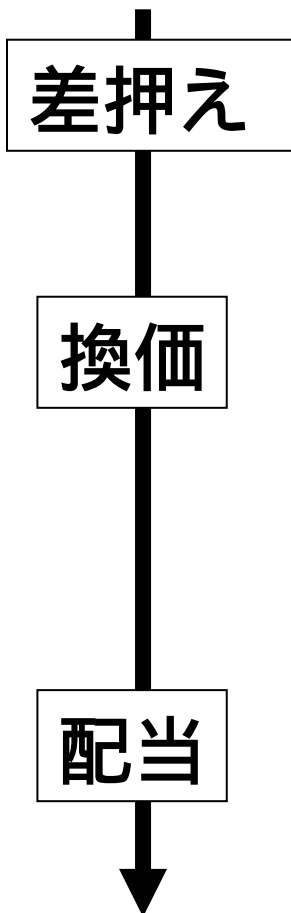
- 債権執行の概略
- 執行対象となる債権
- 申立てから発令まで
- 差押えの効力

# 無形の財産を対象とする執行

---

- 債権執行（[法143条](#)以下）
  1. 金銭債権に対する執行
  2. 動産の引渡請求権に対する執行
  3. 船舶の引渡請求権に対する執行
- その他の財産権に対する執行（[法167条](#)）

# 債権執行の流れ



- 執行債権者自身による**取立て**（法157条）
- 債権を券面額において執行債権者に帰属させる**転付**（法159条）
- その他の方法（法161条以下）

# 管轄（法144条・19条）

- 債権執行を管轄するのは地方裁判所である。
- 土地管轄
  1. 原則として執行債務者の普通裁判籍所在地の裁判所に専属し、
  2. これによることができないときは、執行対象たる債権の所在地の裁判所に専属する。

# 債権執行の対象（143条）

- 金銭債権
- 動産の引渡請求権（163条。法124条にも注意）。
- 登記・登録が必要な動産の引渡請求権
  1. 船舶の引渡請求権（法162条）
  2. 航空機の引渡請求権（規142条）
  3. 自動車・建設機械の引渡請求権（規143条）

# 債権の属性

- 反対給付にかかる権利、質権の対象となっている権利でもよく、差押債権者を第三債務者とする債権でもよい
- 履行期未到来の債権、条件付債権でもよい。将来発生する可能性のある債権も、発生の基礎となる法律関係が存在し、執行対象とするに足りる程度に発生の可能性が高ければ執行対象となる。
- 譲渡禁止の特約（[民466条](#)）のある債権でもよい。

# 将来発生する可能性のある債権の例

- 診療報酬支払基金に対する将来の診療報酬債権  
( 最判平成11年1月29日参照 )
- 交互計算 ( 商529条 ) 期間経過後に生じうる残額債権
- 確定申告書の提出による所得税の還付請求権  
( 所得税法138条 )      肯定説が有力である



# 執行対象とならない債権

- 動産執行の対象となる有価証券上の債権  
債権を表章する有価証券が発行されていて、権利の譲渡が有価証券の譲渡の方法でなされる場合には、その有価証券が動産執行の対象になり（[122条](#)）、債権執行の対象にならない（[143条](#)）。
- 差押禁止債権

# 差押禁止債権（153条）（1）

- 次の継続的給付債権の 3 / 4 に相当する額（所得税・社会保険料を控除した額）。上限は、月 33万円。
  1. 債務者の生活維持のために支払われる継続的給付に係る債権 生命保険会社等との私的年金契約による継続的給付債権など。
  2. 給料債権・退職年金債権等
- 退職手当 上限なしに 3 / 4 が差押禁止債権。

# 扶養料債権のための特則

---

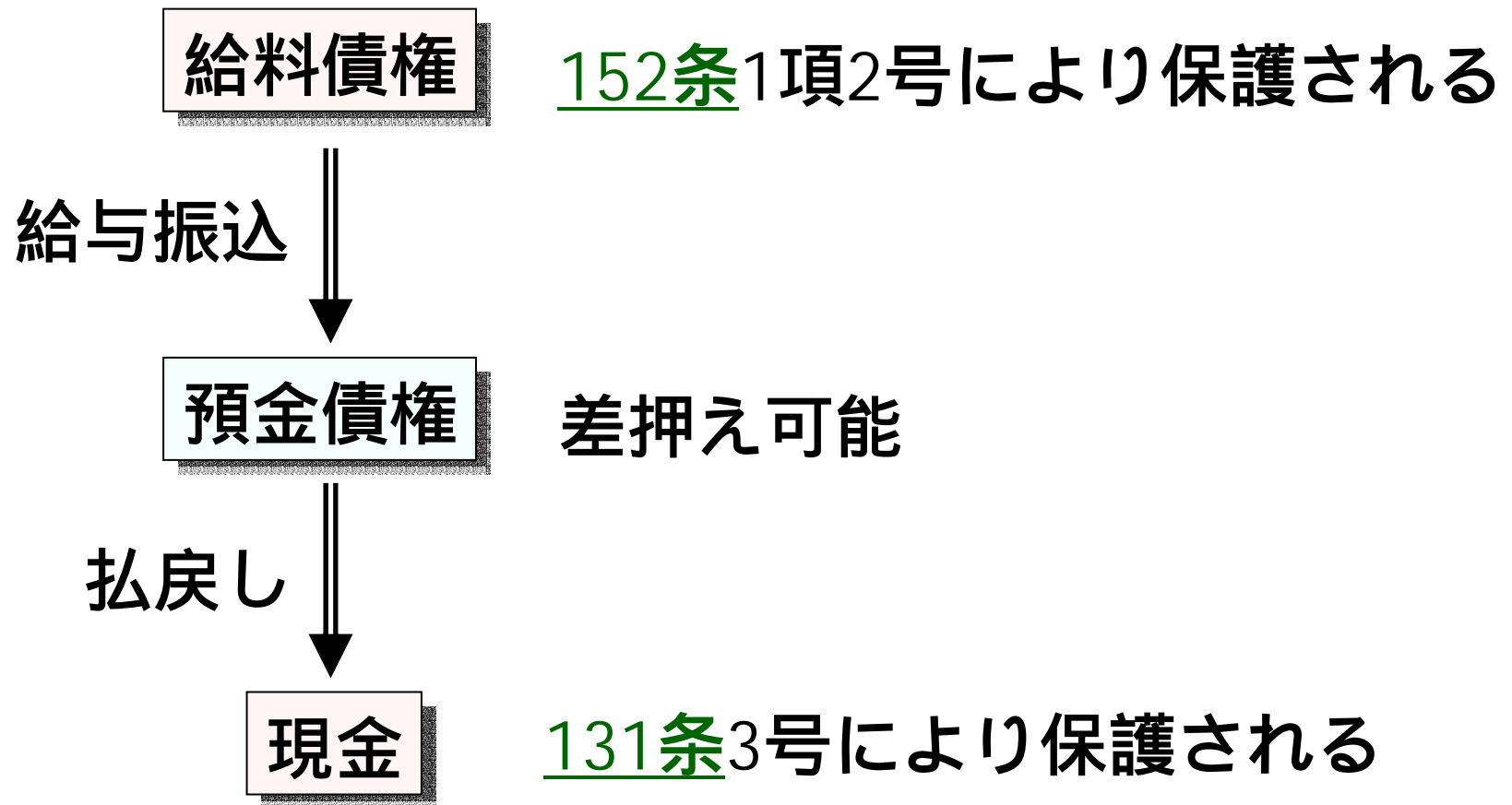
- 151条の2第1項所定の扶養料債権者の保護のために、差押禁止範囲は、「4分の3」から「2分の1」に引き下げられている（152条3項）。

# 執行裁判所による伸縮（153条）

---

- 多様な社会関係のなかにある債権者と債務者との利害を予め定めた規定だけで調整することは困難であるので、
- 執行裁判所に差押禁止債権の範囲を伸縮する権限が認められている。

# 給料の存在形態の変化と差押え禁止



# 差押禁止債権（2）

- 民事執行法以外の法律において差押えが禁止されているもの。
  1. 受給権を差押え禁止とするもの 例：雇用保険法11条
  2. 受給権とあわせて受給された金品も差押禁止とするもの 例：生活保護法58条
  3. 受給権の差押えを原則として禁止しつつ、例外的に、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による差押えを許すもの 例：農業者年金基金法39条

# 差押不許債権

- 債権の性質により譲渡あるいは他人による行使が許されないものは、差し押えることができない。
  1. 帰属上または行使上の一身専属権（例：権利行使の意思が未確定の名誉棄損による損害賠償請求権）
  2. 受任者の費用前払請求権のように他人が給付を受けたのでは目的を達しえない債権（委任者は、受任者以外の者への支払を拒絶できる）

# 差押命令の申立て

---

- 申立書には、執行当事者のほかに第三債務者も表示する（規133条1項）。
- 被差押債権を特定するために、債権の種類および額等を記載し、債権の一部を差し押さえる場合には、その範囲を明かにしなければならない（規133条2項）。

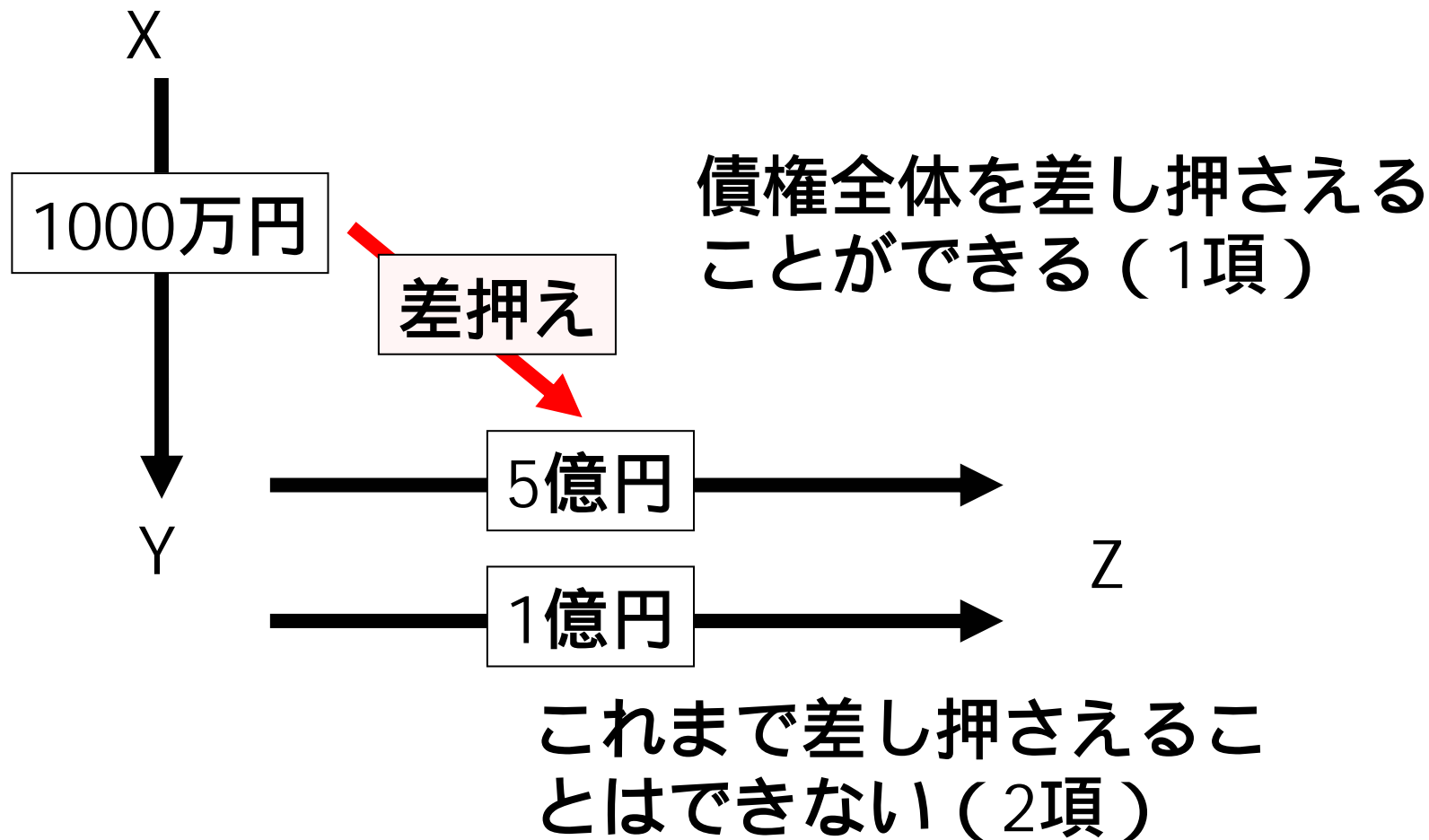


# 被差押債権の特定

---

- 次の2つの判断を可能にする程度に特定されれば足りる。
  1. 被差押債権が差押禁止債権にあたるか否かの判断。
  2. 執行債務者が同一の第三債務者に対して複数の債権を有する場合に、どの債権が差し押えられたかの判断。

# 差押えの範囲（146条）



# 審 理

---

- 執行裁判所は申立書の記載に従い目的債権の被差押適格を調査し、差押えの許否を判断する。
- 目的債権の存否は判断しない。
- 執行債務者・第三債務者の事前審尋はおこなわれない（145条2項）。密行性

# 裁判と不服申立

- 申立が不適法であれば申立を却下し、適法であれば差押命令を発する。
- これらの決定に対しては、執行抗告できる。
- 第三債務者は、執行債権者が提起する債権取立訴訟等において被差押債権の不存在を主張することができるので、被差押債権の不存在又は消滅を執行抗告の理由とすることはできない。（最高決平成14年6月13日）

# 差押命令の内容（145条）

- 執行の根拠（執行債権・債務名義または実行担保権）および目的債権と差押えの範囲を掲記の上、次のことを命ずる。
  1. 債務者に対し、債権の取立その他の処分を禁止する
  2. 第三債務者に対し、債務者への弁済を禁止する

# 送達・効力発生時期

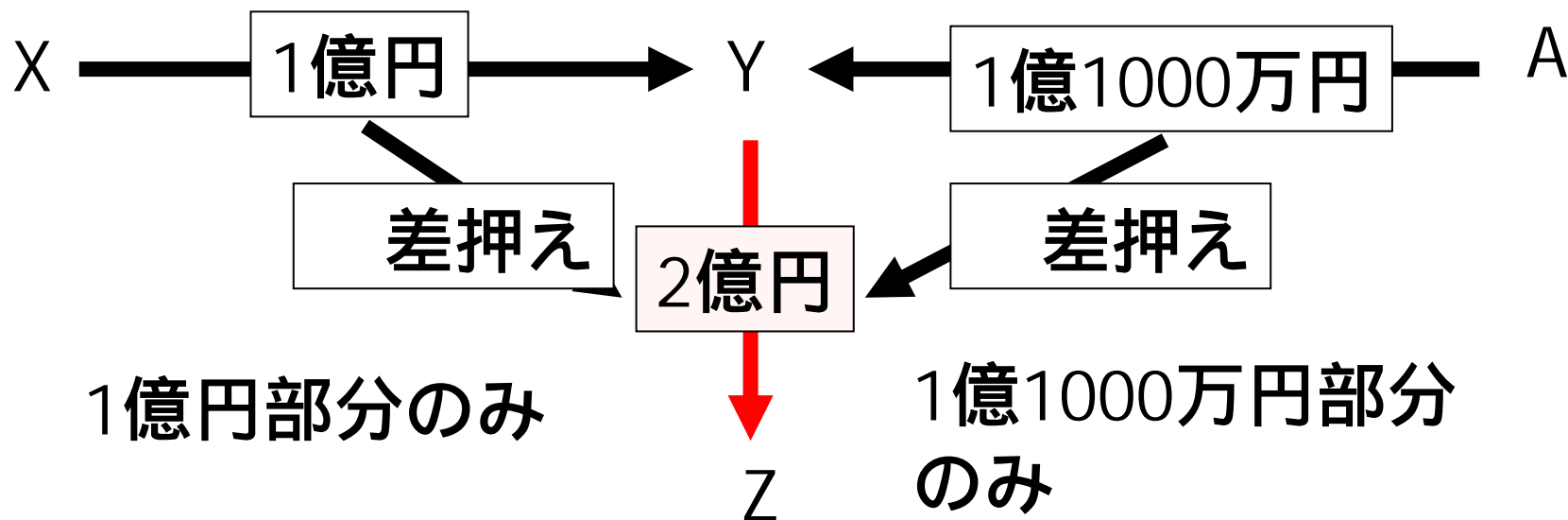
- 差押命令は、執行債務者と第三債務者の双方に送達され、後者に送達された時に差押えの効力が生じる（145条3・4項）。
- 対抗要件を備えた債権譲渡との優劣は、この時を基準にして判定される（民467条。到達時説 - 最判昭和58.10.4判時1095-95）。

# 差押えの効力の客観的範囲（１）

---

- 差押えの効力は、差押命令において限定がなければ、目的債権の全額に及び、従たる権利（担保権、差押え発効後に支払期が到来する利息債権等）にも及ぶ。

# 差押えの効力の客観的範囲（149条）（2）



未差押え部分を越える差押えがなされたので、  
差押えの効力は債権全体に拡張される



# 差押債権者の地位

- 差押命令じたいに基づき取立権限を取得する（[法155条](#)）。
- 転付命令等の換価処分を申し立てることもできる（[法159条](#)・[161条](#)。これらは、差押命令の申立てと同時にすることもできる）。
- 時効中断の効力は、差押命令申立時に執行債権について生ずるが、被差押債権についてまで生ずるわけではない。

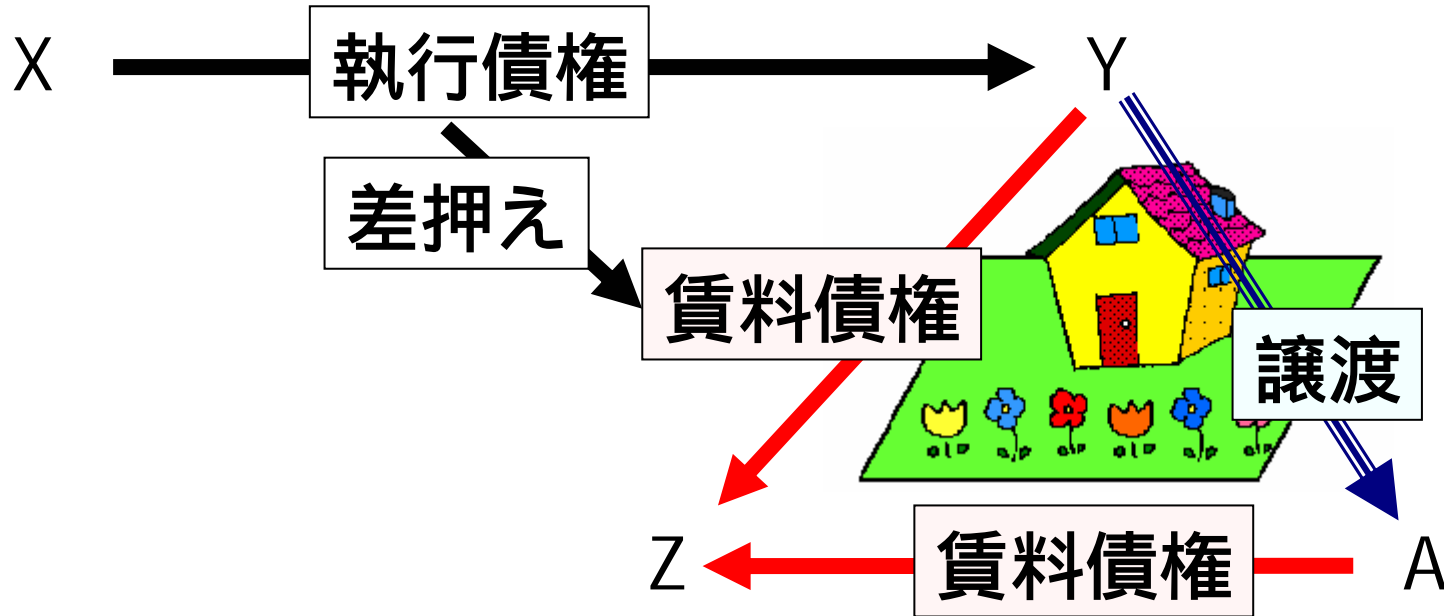
# 執行債務者の地位（1）

---

- 執行債務者は、差押え後も債権の帰属主体であることに変わりはないが、取立権限は彼から執行債権者に移転しており、執行債権者の満足を害するその他の処分行為（免除等）をなすこともできない。

# 執行債務者の地位（２） 将来の賃料債権の差押え

最判平成10年3月24日

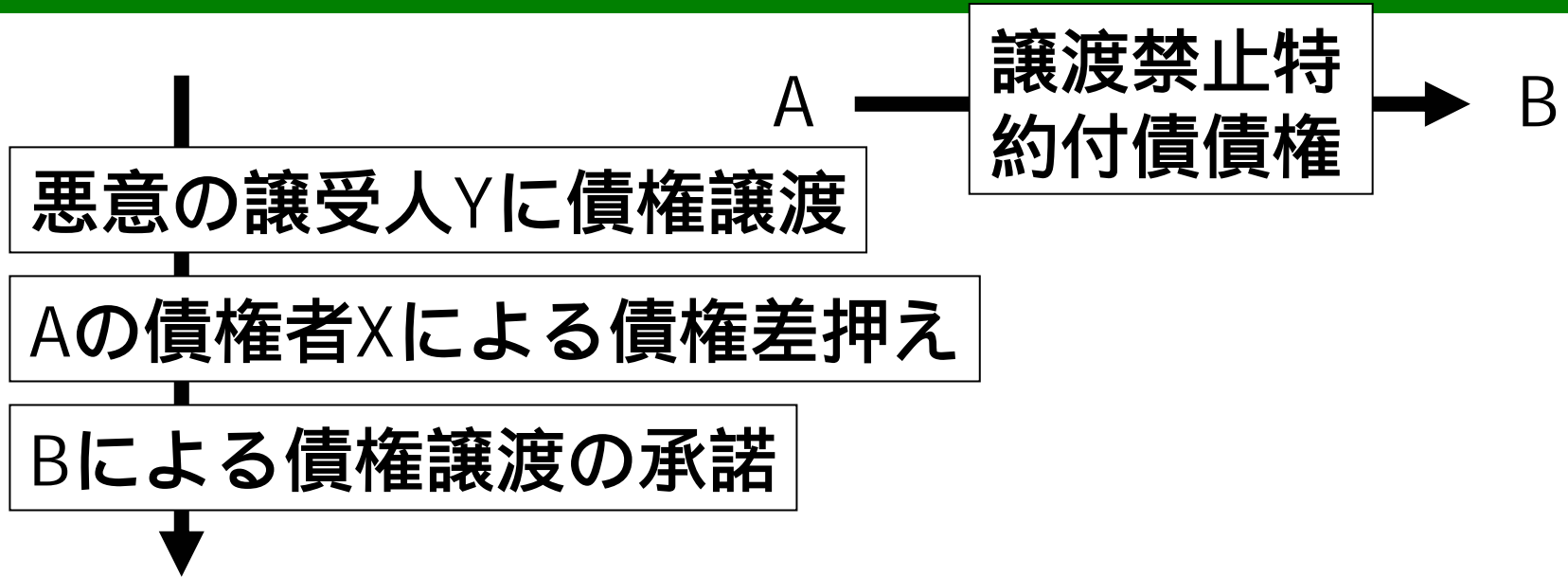


賃料債権の帰属変更は、建物譲渡後に発生する賃料債権も含めて、差押えの効力に抵触する範囲で差押債権者に対抗できない。

# 第三債務者の地位

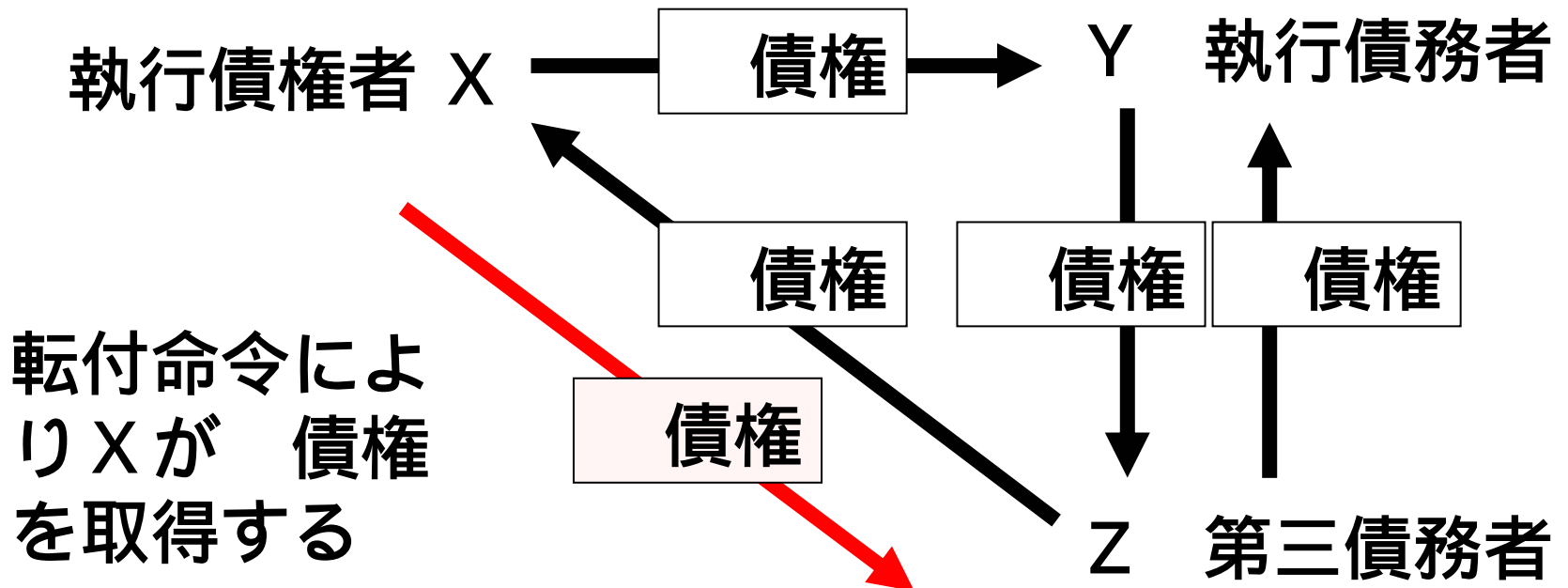
- 第三債務者は、差押発効後に執行債務者に弁済しても、執行債権者に対抗できず、二重払いを免れない（[民法481条](#)）。
- 第三債務者は、差押発効時に執行債務者に対して有していたすべての抗弁事由を差押債権者に対抗できる（cf. [民法468条](#)2項）。

# 最判平成9年6月5日



債務者の承諾により債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法116条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできない。

# 順相殺と逆相殺



- 順相殺：Zが債権をもって債権とする相殺
- 逆相殺：Xが債権をもって債権とする相殺

## 第三債務者による相殺（順相殺）

- 弁済期の先後を問わず第三債務者は差押前から有する反対債権により相殺をなす期待を執行債権者に対抗でき、差押後に、相殺予約を介してであれ、相殺適状に達しさえすれば相殺できる（無制限説。 最（大）判昭和45年6月24日）

# 執行債権者による相殺（逆相殺）

- 差押債権者が転付命令を得て被差押債権を取得した場合には、彼がこの債権を自働債権として彼の第三債務者に対する債務と相殺すること（逆相殺）も可能である。
- 第三債務者による執行債務者に対する債権との相殺（順相殺）との優劣は、相殺適状の発生時期ではなく、相殺の意思表示の先後により定まる（最判昭和54年7月10日）

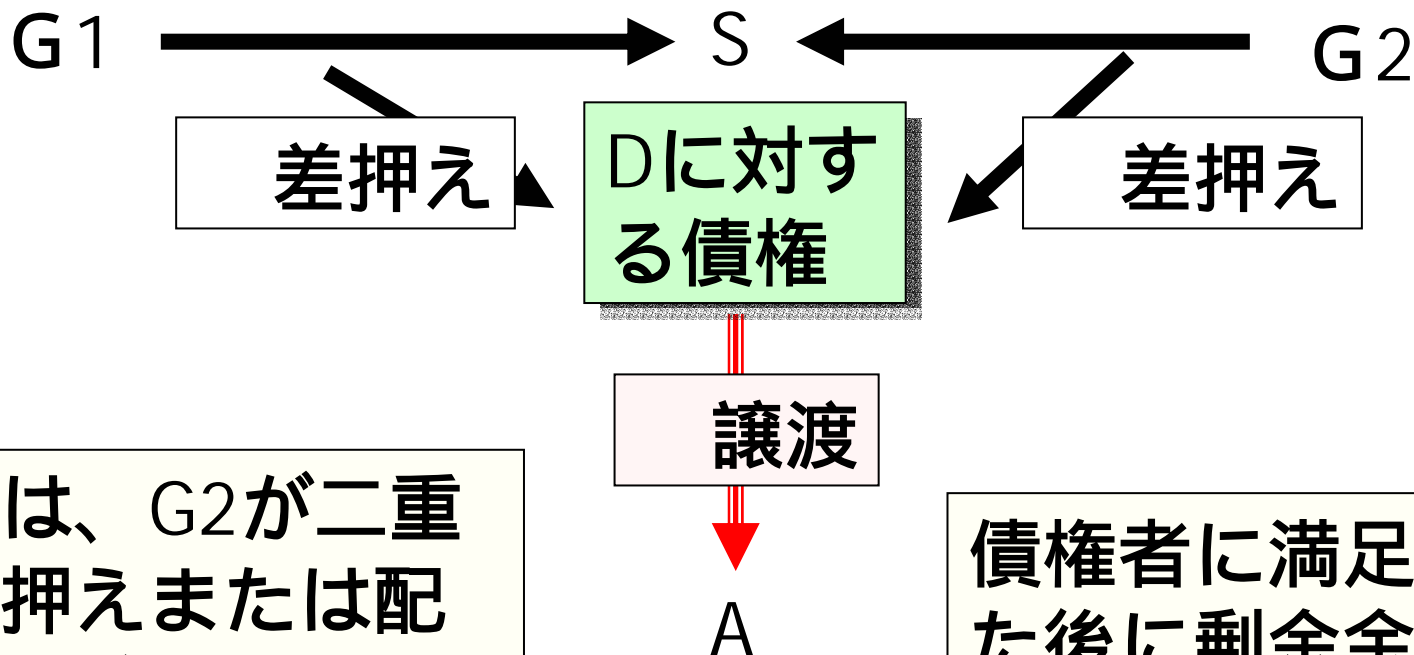


# 差押えの効力の相対性（手続相対効）

---

- 差押えの効力に抵触する執行債務者の処分行為は、差押債権者のほか、その差押えに基づく執行手続に参加するすべての債権者に対する関係で相対的に無効（対抗不能）である。

# 図解（法166条2項・84条2項）



Aは、G2が二重差押えまたは配当要求により配当等を受けることを排除できない。

債権者に満足を与えた後に剰余金があれば、それは執行債務者に交付される。

## 第三債務者の陳述義務（147条）

- 執行債権者は、第三債務者に被差押債権の存否その他所定事項について陳述をなすよう催告することを執行機関に求めることができる。
- 第三債務者がなす陳述は、事実報告の性質を有する。彼が誤って債権の存在を認めて弁済の意思を述べ、あるいは相殺の意思を表明しなかった場合でも、債務承認・相殺権喪失等の効果は生じない。
- 第三債務者は、誤った陳述により執行債権者に損害が生じた場合には、賠償責任を負う。

# 債権証書の引渡し（148条）

- 被差押債権について証書（借用書、預貯金証書、債務名義たる文書、供託証書など）があるときは、執行債務者はそれを執行債権者に引き渡さなければならない。
- 債務者が任意に引き渡さないときは、差押命令を債務名義として、強制執行により引渡しを得ることができる。

# 継続的給付債権の差押え（151条）

毎月20日に翌月分  
支払い。

Z ←

賃料債権  
月20万円

Y ↑

6月分賃料債権

7月分賃料債権

⋮

5月1日に  
差押え

執行債権  
100万円

X ↓

執行債権の満足に至る  
までの賃料債権

差押え時に終期の明示  
的特定は必要ない

# 151条の要件

- 同一の基本的関係から第三債務者の給付義務が継続的に発生することが必要である。例：給料、賃料、弁護士顧問料
- 毎期の給付の金額の一定性は、必要ない。例：保険医の支払基金に対する診療報酬債権。
- 差押禁止債権も、153条1項により差押命令を発することができる場合には、151条の適用に服する。

# 差押えの効力の拡張

---

- 執行債権の満足に至るまで差押えの効力が無期限に拡張される。
- 給付の内容（額、支払期）の変更があっても、差押えの効力は変更後の債権に及ぶ。

# 拡張の限界（1）

---

- 差押えの効力は、同一の基本関係から発生する  
給付債権に及ぶが、
- 異なる基本関係から発生する債権には及ばない。



# 最判昭和55年1月18日

---

- 差押後に退職して、退職から再雇用まで6カ月の期間があった事案において、差押命令の効力は再雇傭後の給料債権には及ばないとした。

## 拡張の限界（２）

---

- 定期的給付である給料（毎月の給料や賞与）に対する差押えの効力は、退職金債権には及ばない。別途に差し押えることが必要である。
- 退職金は給料の後払いの性格を有するが、臨時給付だからである。

# 扶養料債権のための特則（151条の2）

扶養料債務の一部不履行がある場合には、**X年5月1日より前に差押さえることができる**

X年5月1日に支払われるべき扶養料債権

X年5月25日に支払われるべき給料債権etc

X年6月25日に支払われるべき給料債権etc

# 附帯請求の範囲

- 債権執行においても、基本債権に附帯する債権（利息、損害金、執行費用）を請求債権とすることができる。
- ただ、債権執行においては、債権者が第三債務者に対して直接支払を求めることが認められており（[155条](#)）、この場合には、第三債務者が附帯請求の計算の責任を負わされることのないようにすることが必要である。

# 担保権付債権の差押え

- 登記された抵当権等の被担保債権が差し押えられた場合には、裁判所書記官は、申立により、その債権について差押えがなされた旨の登記を囑託する（[法150条](#)）。
- 抵当権等につき差押えの付記登記に関する登記事項証明書は、[181条](#)1項3号所定の文書となり、差押債権者はこれを提出して担保執行の申立をなすことができる。